

兵庫県立大学教員の懲戒処分について

本日（12月4日）、本学教員に対して、下記のとおり懲戒処分を行いました。

1 処分の内容

| 被処分者 | 処 分 | 処分理由 |
|-----------------------|------|---|
| 環境人間学部教授 （男性・60歳代） | 停職3月 | 女子学生1人に対してセクシャル・ハラスメントに該当する発言をした行為、別の女子学生2人に対して多数のメールを送信し、精神的苦痛を与えた行為は、公立大学法人兵庫県立大学教職員就業規程第39条第1項第5号「法人の名誉又は信用を著しく傷つけたとき」及び第6号「素行不良で法人の秩序又は風紀を乱したとき」、第8号「法令及び法人の規程に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき」に該当する行為であるため |

2 事案の概要

女子学生1人から、「教員からセクシャル・ハラスメント発言を受けた」との申立てがあり、調査したところ、当該女子学生に「キスして」と受け取られた発言をしていた事実が確認された。

また、別の女子学生2人からは、「教員からメールが何通も届いて、精神的に追い詰められた」との申立てがあり、調査したところ、申立てに該当する事実が確認された。

3 清原 正義 理事長兼学長のコメント

本学の教員が今回のようなハラスメント行為を行ったことは、誠に遺憾の極みであります。今後、このような不祥事が起こらないよう、ハラスメントの防止に努め、教育環境のより一層の改善に力を尽くす所存です。